

米国の消費者保護における政府の役割～父権訴訟を中心に～（メモ）

日本女子大学 細川幸一

I. FTC の権限

FTC は取引分野においてもっとも強力な権限を持つ機関である。この権限は FTC 法の二回の改正によって拡張されてきた。当初の FTC 法第 5 条は「不公正な競争方法」(unfair methods of competition) のみを禁止し、FTC に対してこれを認定し、調査、訴追する権限を与えていた。FTC v Raladam Co. 判決により、競争に直接的な影響を及ぼさない欺瞞的行為に対しては、第 5 条の適用がないことが判示されたことを契機として、同条の改正作業が行われた。1938 年に、「ウイラー・リー改正」(Wheeler-Lea Amendment)により「不公正かつ欺瞞的な行為・慣行」(unfair or deceptive acts or practices)が禁止の対象として加えられた。1975 年のマグナソン・モス保証－FTC 強化法 (Magnuson・Moss Warranty－Federal Trade Commission Improvement Act) により、さらに FTC の権限が強化された。その目的の第一は、FTC の管轄権の拡張であった。従来の FTC 法が管轄権として認めていたのは「通商における」(in commerce) 競争の不公正な方法に対してであったが、この「通商における」という言葉は狭く解釈され、同管轄権は州際通商にしか及ばないとされた。そこで改正法は、FTC の管轄権が「通商もしくはこれに影響する」(in or affecting commerce) 活動に及ぶことを明示し、本質的には州内の活動であるが、通商（州際通商）に対して影響を与えるような活動を提訴する権限を与えたのである。連邦法である FTC 法の管轄権が格段に拡張したこととなる。この他、改正法は FTC への FTC ルール (trade regulation rules) 制定権の付与、同ルールや差止め命令に違反した者に対する民事罰を求める民事訴訟提起権、法の違反行為によって損害を被った消費者の救済のための FTC による民事訴訟の提起権などを盛り込んだ。これらにより、これにより FTC は消費者保護庁的な機能を有する機関となった。

また、FTC には父権訴訟類似の、民事裁判で不公正または欺瞞的な行為により被害を被った消費者に代わって損害賠償を求める権限を与えられている (15 USC 57b)。しかし、その場合、「不公正 (unfair) または欺瞞的 (deceptive) な行為が、合理的な人をして当該状況において不誠実 (dishonest) 又詐欺的 (fraudulent) であると合理的に知り得たものである」ことを証明しなければならないと規定されている。つまり、FTC は、問題となっている行為が単に不公正または欺瞞的なだけでなく、具体的な状況下において、合理的な人間の目から見て (=客観的に見て) 不誠実または詐欺的なものでもあることを示す必要があり、ほとんど 57b 条は活用されていないようである。

II. 州政府の権限

1. 連邦消費者法に基づく州政府の権限

連邦法が州法に専占するのではなく、連邦法と州法が共存しているケースが消費者保護領域の分野では見られるところであるが、連邦法のエンフォースメント (法の実現) の権限を州政府に与えているケースもある。電話を利用した悪質勧誘を規制するために連邦議会は「連邦電話消費者保護法」(Federal Telephone Consumer Protection Act)を 94 年に制

定し、電話勧誘をすることができる時間を定めたが、より本格的な消費者保護条文を盛り込んだ「テレマーケティング・消費者詐欺および乱用防止法 (Telemarketing and Consumer Fraud and Abuse Prevention Act) も同年に制定した。同法は FTC にテレマーケティング産業を規制する権限を与え、詐欺的電話勧誘を禁止し、事業者名、電話の目的を告げることを事業者の義務とした。さらに州の司法長官が州民のために (on behalf of its residents)、父権 (parens patriae) として連邦裁判所において違法行為を行った事業者に対して民事裁判を提訴し、損害賠償請求できることを定めた。同法は「3 条に違反するテレマーケティングに遭遇したか、あるいは遭遇している人がいるために、州の住民の利益が脅かされていると信じるにつき理由がある場合はいつでも」、州の司法長官は民事訴訟を提起できると述べている。

2. 消費者取引分野の州法～欺瞞的取引禁止法 (リトル FTC 法あるいは UDAP 法)

1960 年、70 年代に FTC は合衆国の 50 州のそれぞれと消費者保護のための協力関係を築いた。FTC は州政府評議会と共同で、FTC 法をモデル法として、州の司法長官あるいは消費者個人が不誠実、不公正な事業者を訴えることができる州法を制定することを提案した。このアイデアは各州で支持された。そのため、これらの法はリトル FTC 法あるいは UDAP (Unfair and /or Deceptive Acts and/or Practices) 法と呼ばれる。各州法は、「不公正または欺瞞的取引行為の禁止」という FTC 法と同様な言い回しを使用している。

欺瞞的取引禁止法は統一モデル法の影響も受けている。多くの法分野で、州法の制定において統一モデル法が大きな役割を果たしている。そのひとつに、全体としては商取引のルールを定め、消費者保護を目指したものではないが、消費者取引においても重要な意味を持つ統一商法典 (Uniformed Commercial Code, 以下 UCC) がある。統一モデル法はある団体が、それが州法として取り入れられることを期待して公表するものであるが、最も影響力の強い団体として、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, 以下 NCCUSL) がある。UCC は NCCUSL によって作成され、現在でも条文の改正グループが活動している。NCCUSL はシカゴに本部を置く組織で、各州の代表 2 名 (多くは知事の任命) で組織され、民事法、労働法、刑法など広範囲な法領域での州法のモデルとなるべき統一モデル法を制定している。UCC は、契約の非良心的な不当条項の禁止 (UCC 2-302) や保証責任の免責要件 (UCC 2-316) など、消費者保護に有益な条文を有している。同法は消費者保護の外周を示すものである。しかし、UCC 自体は消費者保護を目指した統一モデル法ではないために、消費者保護を直接の目的としたモデル法も制定されている。欺瞞的取引禁止法は、以下のように、三つのモデル法を含む四つのタイプに分類できる。

統一欺瞞的取引慣行法 (Uniform Deceptive Trade Practices Act)

NCCUSL によって 1964 年に制定された。11 の欺瞞的行為を禁止するとともに、混乱や誤認を招くおそれのある行為 (a likelihood of confusion or misunderstanding) を一般条項で禁止している。同法は本来的には商業における競争者の救済を目指していたが、66 年に改正され、消費者の救済規定が強化された。13 の州で同法のタイプの州法を有している。

統一取引慣行および消費者保護法 (Uniform Trade Practices and Consumer Protection Law)

FTC と州政府評議会の協力によって作成された。1967 年に制定され、70 年に改正され

た。そのためリトル FTC 法と呼ばれている。今日の欺瞞的取引禁止法はほとんどこの法に直接、間接的な影響を受けていると言われている。同法は州が州法として採択する際の選択肢として以下の三つを示している。

- ・ FTC 法と同様な形で作成され、「不公正な競争方法、および不公正もしくは欺瞞的な行為・慣行」を禁止する型のもの。20の州で採択している。FTC 法よりも規制範囲が広いものが多く、FTC 法が行政権限を定めているだけであるのに対して、この型の法は私人にも三倍賠償などの権利を与えている。

- ・ 不実 (false)、誤解を与える (misleading)、欺瞞的 (deceptive) 慣行のみを禁止する型の法。そのままの形で採択している州はない。

- ・ 詳細リストアプローチを採用し、13の禁止行為を列挙している。また、一般条項として、不公正または欺瞞的行為・慣行および詐欺を禁止する。26の州がこの形の法を制定し、7つの州が一般条項を設けずに制定している。

消費者詐欺法 (Consumer Fraud Act)

いくつかの州は消費者詐欺法と呼ばれる法を制定している。これのもとになる特定のモデル法は存在しないが、一般条項で欺瞞的、非良心的行為・慣行および詐欺を禁止している。不公正な競争方法 (unfair method of competition) を同法では禁止していない以外は、リトル FTC 法に似ているが、概ね、消費者被害救済に焦点が当てられている。現在、7つの州がこのタイプの法を制定している。

統一消費者販売慣行法 (Uniform Consumer Sales Practices Act)

NCCUSL および全国法曹協会 (American Bar Association) によって 1971 年に作成された。同法は消費者取引に対してのみ適用されるので、その適用範囲は他のモデル法に比べて狭い。特別に類型化した禁止行為を列挙するとともに、欺瞞的、非良心的行為・慣行を広く禁止する。3つの州でこのタイプの法を制定しているだけで、あまり支持されていない。

以上、州の消費者保護法には多様なパターンがあり、州によってその内容は異なるが概ね以下のような特徴を有している。

- ・ 企業間の自由競争を確保するという独占禁止法の初期からの目的に加え、不公正な取引を含む欺瞞的取引から消費者を直接保護する目的を持つに至っている。これに対して、日本の独禁法が「自由競争阻害性」を規制の要件としているのと比べると、格段に消費者保護法の性格が強い。

- ・ 消費者被害が拡大しないうちに事業者の活動を差止る権限等が付与されている。シャーマン法やクレイトン法には「独占を形成するおそれ」あるいは「競争制限行為・競争を実質的に減殺する」といった要件が求められているが、これらの法では FTC 法と同様に求められていない。

- ・ 欺瞞的取引については、コモンロー上の詐欺 (common law fraud) に比べて、被害者の立証義務が軽減されている。

- ・ 非良心的な取引も禁止している (12 州)。

- ・ 私的救済 (private remedy) の権利を盛り込んでいる。例えば、三倍賠償 (treble damages)、最小法定額の損害賠償 (minimum statutory damages)、懲罰賠償 (punitive damages)、クラスアクション (class action)、差止命令訴訟 (injunctive action)、弁護士費用の敗訴企業負担

などである。

・州政府に法の実現のための権限が与えられている。例えば、州司法長官および地方検事 (county or district attorneys) の差止命令請求権 (injunction)、刑事上の罰金(fine)、民事上の罰金(civil penalty)、被害にあった消費者のための被害回復請求権(restitution)などである。

3. 州司法長官府と消費者保護

①司法長官の歴史的背景

司法長官府 (Office of the Attorney General) は司法長官(Attorney General)を長とする行政機関である。古い書物では「法務総裁」と訳されていたが、現在は、「司法長官」あるいは「法務長官」の訳語がよく使われているようである。

歴史的には、司法長官の起源は 700 年前の 13 世紀中葉のイングランド国王のため存在していた Attorney General までさかのぼる。国王の法的利益を代理するために特別に国王によって雇われた法律家が 13 世紀の中葉には存在していた。この法律家のリーガルアドバイザーに対する国王の要求は政治的、憲法的諸問題の拡大の中で拡張していった。元来国王の個人的なものであった政治的権限が立憲政治の発展の中で、政府の大臣の権限に移行していく中で Attorney General はすべての政府組織に対するリーガルアドバイザーの役割を持ちはじめ、訴訟における政府の利益を代表することとなった。このような国王の個人的な法律家から政府の法律家となった Attorney General は、植民地時代の米国にも継承された。植民地時代の Attorney General はイングランドの Attorney General の代理人であった。アメリカ独立戦争のあとは、彼等は憲法や制定法あるいはコモンローによる州の法律担当官(state chief law officers)によって取って代わられた。こうした法律家は司法長官府(the office of attorney general)を組織した。

連邦政府も州にならって制定法 (statute) により Attorney General 置いた。初代の Federal Attorney General はワシントン大統領時代のエドモンド・ランドルフ (Edmund Randolph) であった。連邦司法長官は大統領によって任命されている。

南北戦争のときの南部連盟においては Attorney General は閣僚の一人として重要な役割を果たした。

現在に至る 50 年の間に Attorney General(以下、司法長官)は伝統的な機能から大きな変革を遂げている。現代の司法長官府は州の利益に関する問題についてリーガルアドバイザーをするとともに法的問題において州を代表するという伝統的機能をいまだに有している。しかし、州の利益 (state interests) はかつての国王の法律家、植民地の法律家の時代と違って、社会的、経済的問題へと無限に広がっており、これが結果として司法長官の機能を大きく発展させてきている。国王の個人的な利益を代表する役割から、州民(sov​er​eign people of a state)の多様な公益(public interest)を代表 (represent) する役割へと発展を遂げている。市民の公共的利益を法的に代表する中心的な役割を担っており、日本ではみられない公職となっている。

②消費者保護分野における司法長官府の役割

米国の州政府における消費者保護の主担当部署は司法長官府 (Office of the Attorney General) と言える。一般に、州政府内においては多くの政府機関が消費者取引を規制して

いる。例えば、銀行業については銀行局 (banking department)、保険業については保険局 (insurance department) などである。しかし、これらの政府組織はその所管する業種の事業者に対しての免許の交付や事業者規制であって、消費者保護のみをその目的としている訳ではない。州の司法長官府は「公益の保護者」(guardian for the public) であり、消費者保護分野においても重要な役割を果たしている。1980年代の後半頃より、「州は消費者保護の分野でリーダーとなった」と評されている。すべての州において司法長官府が消費者保護に関する主要な政府機関である。その人数は一名から数十名と開きがあるが、消費者保護課担当の法曹 (assistant attorney general) がどこの州にも必ずいる。各司法長官府には訴追を行う法曹のほか、消費者苦情を処理、分析する調査官 (investigator) やアナリスト (analyst) と呼ばれるスタッフがおり、消費者保護法違反行為の追跡に従事している。

司法長官府の消費者保護における最も重要な業務は前述の消費者保護のための州法のエンフォースメント (法の実現) である。リトル FTC 法の多くは、その実現のために私人とともに司法長官に権限を与えられている。司法長官府はこの権限を行使して、違法な行為を行った事業者に対して刑事訴追、民事訴追し、損害賠償請求、差止請求、刑事罰、民事罰等を課している。刑事訴追の権限は地方検事 (local attorneys) の権限とオーバーラップすることも多い。刑事訴追は適用範囲において民事訴追と重なる部分が多いが、禁固という刑事罰は反復して悪質な行為を行う事業者に対しては強力な武器となる。刑事責任と民事責任を問う場合の重要な要件の相違は、事業者の「故意」の有無である。消費者詐欺 (consumer fraud) の場合、民事訴追では事業者の故意は必要ではない。刑事訴追の場合は、消費者を欺く意図があったことを立証する必要がある。民事訴追する判断基準は、公共的な影響度 (public impact) による。マサチューセッツ州では、①老人、低所得者、障害者などの弱者が被害を受けている、②事業者の行為が健康、安全、住宅取得、職業訓練などの市民の本質的な利益に危害を与える場合を訴追の判断基準としている。こうした強力な権限を背景に、調停 (mediation) に応じさせることも多く、その非公式な形での消費者被害救済における役割は多大なものがある。

一般的に、訴追のための調査権限も強力である。司法長官は、必要に応じて召還令状 (subpoena) を違法行為を行った疑いのある事業者やその情報を知っている可能性のある関係者に送付し、訴追前に情報を得ることができる。この権限は、「民事調査要求」(civil investigative demand、CID) として呼ばれている。この権限によって司法長官は訴追するか否かを判断するために証拠を得ることができる。

訴追のための調査権限とともに、司法長官府には是正権限 (remedial authority) も与えられていることが多い。例えば、バージニア州では、司法長官が救急医療部門を代表する権限を与えられているので、救急車やパトカーの車体の自発的リコールを求めて交渉した。いくつかの州では、消費者保護法に反する行為を行っている企業の監視者を任命する権限が与えられている。さらにいくつかの州では、新しい事業を営もうとする企業が消費者被害をもたらした経緯が過去にある場合は、州に対して保証金を支払うよう求めることができ、将来その企業が消費者保護法に違反した場合は、その保証金は消費者の被害回復に利用される。

さらに、いくつかの州法は、訴訟中に被告企業が逃亡したり、財産を移転させたりする可能性がある場合は、司法長官は裁判所に対して、財産保全管財人 (receiver) を任命するよう求めることができると定めている。財産保全管財人は企業経営、財産を管理し、損害

賠償の支払いに備える。

③司法長官による父権訴訟

概要

司法長官による消費者法の実現(enforcement of consumer protection law)における大きな武器は父権(parens patriae)に基づいた訴権(standing)を有していることであろう。Parens patriae はラテン語であり、英語では parent of the country と表記される。田中英夫編『BASIC 英米法事典』(東京大学出版会、1995年)では以下のように説明されている。「後見人としての国。伝統的には、幼児、禁治産者、精神薄弱者のように法的能力に制約のある者に対して国王が有する保護者としての役割。今日でも、英米の家族法、少年法などでしばしば依拠される観念。アメリカでは後見人として、人びとの健康、福祉、水利権、経済活動一般など公共の関心事を保護するために用いられる」。

伝統的には、英国の国王に認められた役割であり、国民、特に社会的弱者の保護者(guardian)としての国家・政府の役割が観念の中心であったが、特に米国において現代的意義が加えられ、特に州政府が州民の共通の利益に関する事項につき、州民の父として州民の利益確保を図る理念となっている。従来は、孤児、障害者等、何らかの保護が必要とされる人々を国王、政府などが保護する理念であった。今日では、前述のように州の司法長官が、州民の公益の擁護者として多くの州において公選によって選ばれるという特有の役割を持つ中で、独禁法、消費者法、環境法などの分野で「州民のためにする訴訟」を提訴する権限が与えられるに至った。これを父権訴訟という。米国において、父権訴訟といった場合、「テレマーケティング・消費者詐欺および乱用防止法」などの連邦法が州の司法長官に対して与えている「市民のためにする訴訟」を指すことが多いようである。これらの法には、「父権として(as parens patriae)」の文言が挿入されているからであろう。州法の場合は父権訴訟と同等の機能が盛り込まれていても、その明言がない場合も多い。すなわち、州の司法長官は州法(statute)に明言がなくても父権訴訟を提訴する場合があるが、連邦政府の場合は、法律にその旨の明記がない場合は、行使することはまずないという。州政府においてはコモンロー上の権限として継承されているが、連邦政府においては、法律による権限の付与とみなされているのであろう。

父権訴訟の歴史

parens patriae は、parent of the country(国の親)を意味する英国のコモンローの中で生まれた伝統的な概念である。イングランド国王は「国王の大権」(royal prerogative)と呼ばれる義務と権力を持っていた。「国王の大権」には法的に自らを行動できない人々の法的な世話をする権限を含んでいた。米国の裁判所はこれをコモンロー上の法理として認めた。コモンロー上の法理として認識するとともに、裁判所はこの概念を拡張した。州政府は自分自身の法益を主張できない人々(persons who cannot represent themselves)の利益を代表するに止まらず、州政府はすべてのあるいはいくらかの市民に代わって準主権利益(quasi-sovereign interest)に対する危害を防ぐあるいは修復するために訴訟をすることができるとされるに至った。すなわち、クラスアクションにおけるクラスの代表がクラスに代わって救済を求めるように、州政府が市民に代わって救済を求めるのである。

連邦最高裁判所が、この拡大された法理を最初に認識したのは、1900年の Louisiana v Texas 判決においてである。ルイジアナ州が、テキサス州にニューオーリンズ州の通商を実

際に禁止してしまうような検疫規則の執行を中止するように求めた裁判である。ルイジアナ州は州への直接的な被害ではなく、州民に影響する通商制限から州民を救済するために裁判を起した。実際には裁判管轄権の問題で提訴は却下されたが、裁判所は、州民の父としてルイジアナ州に訴権があることを明示した。その後多くの異なる状況の中で連邦最高裁判所はこの法理を示したが、最後の主要な判決は1982年の **Snapp v Puerto Rico** 判決である。この裁判はプエルトリコ政府がバージニア州内のリンゴ生産者を訴えたものである。プエルトリコは、リンゴ生産者がプエルトリコ出身の農業従事者を差別しているとし、権利の確認判決(declaratory judgment)と差止を求めたのである。被告はプエルトリコ政府は訴権を有していないと主張したが、最高裁はプエルトリコ政府は父権訴訟の訴権を有すると判示した。

制定法 (statute) による父権の付与

前述のように連邦法の「テレマーケティング・消費者詐欺および乱用防止法」は以下のように述べる。「州の司法長官は州民の利益が本法第3条に基づいた FTC ルールに違反するテレマーケティング行為を行う者によって侵害されたあるいは侵害されていると信じるにつき理由がある場合は、州は、父権として、適切な連邦地方裁判所に FTC ルールの遵守、損害賠償、原状回復、その他州民のための賠償、裁判所が相応しいと考える救済を求めて、州民のための民事訴訟をすることができる」。連邦反トラスト法のひとつであるクレイトン (Clayton) 法 4 は以下のように述べる。「州の司法長官は、被告の裁判管轄を有する連邦地方裁判所に、本法1条から7条違反により、州に居住する自然人がその財産を侵害されたときは、その金銭的救済を求めて、州に居住する自然人のために父権として、民事訴訟をすることができる (以下略)」。クレイトン法は差別的な価格設定、排他的取引制限、競争的企業における役員兼務禁止等を定める。消費者保護、独禁法の領域だけではなく、例えば、連邦反差別諸法においても父権訴訟が認められている。

州法については、州政府 (司法長官) の父権を認める分野は、消費者保護に限らず、差別禁止法、環境保護法の分野でもみられる。消費者保護の分野では、前述のリトル FTC 法 (州の消費者保護法) にみられる。メリーランド州消費者保護法 (Maryland Consumer Protection Act)、ミシガン消費者保護法 (Michigan Consumer Protection Act) など多くの州法に父権訴訟が定められている。イリノイ州消費者詐欺・欺瞞的商行為法 (Illinois Consumer Fraud and Deceptive Business Practices Act) は、「父権」の明言はないが、司法長官に個人の消費者のために原状回復 (restitution) を求めることができると定める。以下、父権訴訟をめぐる論点についてみてみよう。

父権訴訟をめぐる論議

* 訴権者は誰か

連邦法あるいは制定法が司法長官に訴権を付与している場合は議論はないが、明言がない場合はだれが父権訴訟の訴権者になり得るかの議論がある。

多くのケースでは司法長官が単独で訴訟を起すが、イリノイ州では州務長官 (Secretary of State)、ニューヨーク州では、社会福祉省長官 (Commissioner of the Department of Social Services) が司法長官とともに父権訴訟を起した例がある。しかし、連邦第七巡回区控訴裁判所は、地方の教育委員会による人種差別に対する父権訴訟において、イリノイ州の教育委員会 (Illinois State Board of Education) にはその権限はないとした。しばしば、裁判所は郡 (counties) や下位の政府機関 (political subdivisions of a state) には父権訴訟をする訴

権はないと判示している。これらの理論は父権訴訟の訴権は主権力(sov^{er}ei^gn power)によって与えられるものであり、下位の政府機関はそれを有しないというものである。司法長官は多くの州で公選によって選ばれ、州政府の高官のひとりである。また、州の法務全般について州政府を代表する地位にある。これが主権力を有する者との評価になるのであろう。一般に関連政府機関は司法長官による訴訟に原告として名を連ねることができるが、単独での父権訴訟は認められていないと理解できよう。

*少数者のための訴訟は認められるか

父権訴訟が、州民(市民)のためにする訴訟であることは明らかであるが、州民の数や被害の程度がどの程度であれば、父権訴訟が可能であるのかという問題がある。極端な例をあげれば、被害者が数人のような場合でも州政府は父権訴訟を起すことができるのであろうか。理論的には、連邦法あるいは制定法に父権訴訟の明言がある場合は、実際にその権限を行使するか否かは別として、訴訟を起こすことが可能である。しかし、コモンローや父権訴訟の文言が定められていない連邦法や制定法の運用においては、どの程度まで市民個人を救済するために州政府が訴訟できるかの議論がある。第七巡回区控訴裁判所は、イリノイ州が RICO 法および州の消費者保護法違反による被害の救済を求めた訴訟において、被害は 8 人の高齢消費者のみに発生しており、州の準主権利益(quasi-sovereign interests)には被害がないから、イリノイ州の司法長官は名ばかりの原告であって、父権訴訟の訴権はないと判示した。

この「準主権利益」概念および被害者の人数を二つの要件として父権訴訟の可否を示した連邦最高裁判決が、前述の Snapp v Puerto Rico 判決である。以下その内容について述べる。

まず、第一の要件である、準主権的利益については、最高裁は、主権利益との区別から説明する。主権利益とは、①法律の制定権、および領土の維持、②事業への参加などの州の独占的利益、③州が純粋な個人の利益を代表する場合(この場合は、州は単なる形式上の代表者である)。これに対して、準主権利益とは、市民の健康や福祉であり、連邦システムの中で否定されない州の合法的な地位であるとした。しかし、現実的な定義はケースバイケースで求められるとした。この判例では、連邦法に違反するプエルトリコ人に対する差別についてプエルトリコ州政府は準主権利益を持っていると判示した。

第二の要件は人口のかなりの部分(sufficiently substantial segment of its population)が被害を受けていることである。同裁判所は人口における具体的な被害者の比率を明示していないが、ひとつの個人居住者の集団(an identifiable group of individual residents)以上に被害があることとしている。一方で、被害の間接的な影響を受けた人の人数も考慮に入れてもよいとしている。この裁判では、787人の労働者の雇用が脅かされた事件であるが、この人数は父権訴訟の要件として十分であると判示した。